



賴 浩敏

らう ほうみん
1939年生まれ。台湾大学卒業。
63年弁護士開業。66年来日、
69年東京大学大学院修士課程修了。
万国法律事務所共同経営者となる。
96年アジア女性基金に協力。

生い立ちと学校

和 田 台湾の事業について大黒柱になっていただきました頼浩敏先生に今日はお話を伺わせていただきます。

まずご経歴からお伺いします。先生は何年のお生まれですか。

頼 一九三九年、昭和十四年一月二日の生まれです。田舎の出身で、中学から田舎のミャオリー（苗栗）ビョウリツ）から台北に來まして、昔の台北一中、建国中学に入学しました。

和 田 それは戦争が終わった後ですね。

頼 そう、一九五一年です。もう五〇数年前のことです。そのとき台北一中、建国中学に入学するには入試が非常に厳しかったのです。田舎者で意外に受かったとよく言われました。建国中学は中学高校一貫制ですから、それから六年間そこで過ごして、一九五七年に高校を卒業して、台湾大学法律学部に入學しました。四年間の大学生活を終えて、一年間の兵役義務に服しました。

兵役を終えて台湾大学の助手をしたのですが、すでに弁護士試験に受かっていたものですから、見習い弁護士をして、一九六三年から弁護士職を始めた。二、三年間弁護士をやりまして、家庭が貧しいものですから、弟とお母さんの生活費のためにお金を貯めたあとに、幸いに日本政府文部省の奨学金をいただき、一九六六年に東京に参りました。その年の秋に東京大学大学院入試があったんです。最初は研究生になり、半年の研究を終えて入学試験に合格したんです。東大では三年間、法学部の大学院で、民刑事法専門課程で勉強しました。私は刑事法専攻です。三年間で修士学位をいただいて帰って來ました。帰って來てから弁護士をやり続けました。

和 田 東大の指導教官は。

頼 平野龍一先生でした。刑事法の大家です。

和 田 先生は日本統治下の台湾にお生まれになって、そして戦後をご経験になられた。一九五二年には日華平和条約が結ばれる。そういう変化も経験なさったわけですが、日本の統治とか日本の戦争というものについてはどんなお考えをお持ちでしたか。

頼 戦争前に生まれましたが、そのときはまだ幼い子供ですから、戦争の印象はかなり強かった。それは非常に恐いものでした。毎日、空襲警報が鳴ったら頭巾を付けて防空壕に入る。ほとんど毎日そういうことをやっていますから、非常な恐怖を感じていました。もちろん食物やその他生活に必要な物品の乏しさ、苦しさも感じました。

和 田 戦争が終わったら、ちよつとほつとされたということですか。

頼 戦争が終わってほつとした感じというのは、確かです。小さい子供たちも喜んでいました。みんな祝いの行事があつて、とにかく喜んでいました。個人的には私の父はいわゆる日本統治時代、日本の植民地時代に小学校の副校長をして、終戦後に校長になりました。校長になって一年足らずのときに喘息で新しい薬の注射で即死しました。そのとき私は六歳です。

和 田 戦争が終わった直後ですか。

頼 直後です。

和 田 大変でしたね。

頼 家庭生活、個人の境遇としてはかなり悲惨な境地に陥りました。しかし私個人としては意志が非常に強いもので、小学生はずっと一番で通してきました。だから非常に厳しい建国中学の入試に通ったのです。小学校は義務教育ですからフリー（無料）ですね。中学、高校、大学、そして東大、学業を完成する過程はほとんど全部と言っているほど奨学金です。家にはお金がないので、家のお金は一銭も使ったことがありません。

日本について

和田 日華平和条約が結ばれ、それで日本とこの国との関係が正常化することになったわけですが、そういうことも含めて、日本についてはどのように先生はお考えになっておられましたか。

頼 私の終戦前の幼い時期の生活、幼年時代の生活は、戦争に対する恐怖は感じていたのですが、基本的には割にいい生活だったと記憶しています。

和田 その後成長されて日本に勉強に来られたわけですが、来てみた日本についてはどんなふうな印象をもたれましたか。

頼 先ほど申しましたように、幼年時代の生活がかなり良かったと思っています。だから日本政府、また日本の国民に対しては、日本の子供さんと一緒に遊んだことがあって、かなり印象が良かったんです。言い換えればそのときの日本が好きだった。終戦になって日本が降伏し、中国が台湾を接収した。それからずっと社会の不安定さ、生活の貧しさ。戦争に対する恐怖とは違う独裁者の国民の統治手段としての恐怖がありました。子供ではあったのですが、まわりの人間が知らないうちに失踪した、または銃殺されたというのを聞きました。よくあったんです。そのときはかなり小さいときであつても、小学校から中学、大学になつてもその恐怖感は絶えなかった。

和田 東大の印象はいかがでしたか。

頼 東大は私の生涯を完全に変えたと思っています。もし日本に行かなかったら、日本ないしは世界、国際化に対する視野がこれほど広く持てなかったと思います。国際社会の一員になるために日本での教育にかなり助けられました。ことに業務面から言えば、いわゆる国際的な弁護士になれたのも、日本に行つて日本政府と日本国民

に教育を受けさせていただいたお陰だと思っています。

和田 日本の戦後処理についての何かお考えがありましたら、聞かせてください。日本が戦争の問題について解決していないとか、いろいろ議論があるわけですが。

頼 今までの中学からの歴史の教科書を読むと、敗戦国は何らの形で戦争犯罪を問われ、処刑される人も出る。それと国と国との間に賠償問題がある。そういうことは知っていました。先ほど言われたように日華和平条約が結ばれて、それで片づいたと私は思いました。ことに戦争は過ぎ去ったことですから。条約さえ結ばばクリアしたと思っていたのです。

和田 日本では一九九五年に村山内閣が生まれて、戦後五〇年に際して残されている戦後処理の問題を解決しなければならぬということになりました。日本と台湾の間でも請求権問題の処理が確かに未解決であったことは確かです。私の研究したところでは、賠償の問題については日本は国民党政府に賠償を要求する権利をも認めなかった。そういう条約だった。非常に問題があつたのではないかと私は思っておりますが、賠償の件は片づいています。

しかし請求権の問題はまったく片づいていなかったわけですね。日中国交の後に台湾との条約が破棄されてしまいましたから、結局まったく宙に浮いてしまつていた。残された問題があるということで、これを解決しなければいけないということになりました。同時に、慰安婦の問題が当時大きな問題になっておりましたので、問題は解決していると言つても、この深刻な問題に対しては対処すべきだということになりまして、村山内閣のときに問題処理に着手し、一九九五年にアジア女性基金が出来ました。それで先生のところをお願いにということになつてくるわけです。

慰安婦問題にかかわる

和田 その九五、六年のあたり、アジア女性基金に関わる前のお仕事はどういうものだったのでしょうか。当時のご気分、お考えはどんなふうでしたでしょうか。弁護士をしておられたことは分かりますけれども、それ以外のご活動についてお聞かせください。

頼 僕は弁護士以外の政府関係の仕事にもいろんな面で参与しています。例えば日本の労働省に相当する劳工委員会の委員をしていました。今年でやめさせてもらったのですが、二〇年近くやっていました。それと中央選挙委員会。日本では選挙管理委員会とっておりますが、中央選挙委員会の無党派の代表として一七年。そして一七年目から中央選挙委員会の委員になって、今は最も古参の委員です。中央選挙委員会に参与すると、いろんな政府関係に接触します。貢献とは言えないかもしれないけれども、こういう仕事を弁護士業務と同じく重要視して、奉仕してきました。

その他には、例えば公務員の保険関係。いわゆる公務員保険管理委員会がありまして、管理委員会の中に法律顧問会があります。法律顧問会議の主席をずっと二〇数年やってきました。その他の社会活動、公益活動もやっています。僕の事務所の文化として、一般的な言い方で言うとお金儲けのために公益事業をやらない、そういうことは絶対しない、余裕があれば公益事業に参与するという行きかたです。それが我々の伝統と言えます。

和田 日本の交流協会とも関係がありますか。

頼 そう、交流協会のほうも、最初は私よりずっと年配の老先生が交流協会の顧問弁護士をしておられたのですが、その方がやめられてから二〇年近く、ずっと交流協会の顧問弁護士をやってきました。私は日本の国民、日本政府に対して非常に借りがあると思っていて、何らかの形で恩返しをしたいということで、最初、日本人学校の関係する法律事務をずっとボランティアでやってきました。

和田 九〇年代の初めからは国際的に慰安婦問題が大きくなってきて、韓国が先頭を切って運動を展開しましたが、台湾でも台北市婦援会の活動も始まって、政府のほうからいろんな支給もはじまったわけです。この慰安婦問題については、先生はどんなお考えをお持ちでしたか。

頼 戦争は人類社会に付き物だと思いました。人類社会が存在する限り戦争は免れない。だから人類の歴史を見れば戦争の繰り返しばかりです。戦争は悪だ、ないしは戦争は罪悪だということが大勢のほとんどの人間、政治屋を含めて——「政治家」という言葉を使いたくないのです——みなそのことを知りながらもやはり戦争を繰り返してきました。戦争があった以上、戦争がある以上は、戦争によって人類を傷つけることはどうしても免れません。もちろん被害の程度が違う場合がありますが、とにかく戦争があれば被害は免れない。

ただ、敗戦国は常に裁判にかけられたり、または被請求の対象となって、賠償をしると求められるのです。戦争が終われば、敗戦国は賠償を行うということは認識していますが、慰安婦みたいな事件、または慰安婦以外の、例えば軍中の貯金返還問題、勸業銀行発行の政府債券問題、マルク債券など、数多くの紛糾があります。民間と公的の関係の判別がつかない、いろんな複雑な関係が絡んでいます。それがあってもおかしくないと思いません。

問題は解決の仕方です。民間債務、または軍中の預金ですか、郵政預金ですか。その賠償はもちろんです。請求するほうは多ければ多いほどいい。出すほうは、果たして法的には義務があるのかなど、いろんな議論がありますが、能力の及ぶ限り、満足できないけれども誠意を持って片づける。だから大した問題にはならなかったと思います。慰安婦問題も同じく歴史的な出来事で、過ぎ去ったことであって、戦争にあつては免れることの出来ない被害の一種だと見えています。類似の事件はどの国でも起こっていたと思います。

日本の第二次世界大戦中の「従軍慰安婦」の問題は、いくらか非難されるべきところはあるかと思えます。ただし私の観点から見れば、これは戦争によって当たり前のように発生する出来事だと思っています。戦争時代の人とその後生き続けていく人は同じとは限らないですね。戦争をやった人と政府とその後の政府も同じではないのです。後世の人、政府に責任を追及し、特別の義務を果たせることには議論の余地があると思います。

こういう観点から見れば、このような歴史的な出来事が人類社会に被害を与えていることが重要です。一つの国だけではなく、戦争に参加した全部の国に、程度の差はありますが、被害を与え、犠牲を出した責任があるのです。それを一つの重大な教訓として記憶し、これからは人類に対して被害を与えることを繰り返さないような前向きな考え方を持って、それに基づいて政府の政策、国際社会の基本原則を確立して、実現していく。それが積極的であって、人類社会に対して有意義なやり方だと思えます。

そうではなくて、なぜ慰安婦という問題が起ったのかを徹底的に追及するという立場があります。その追及の態度については、私はいくらか検討しろと言いたいです。せめて被害者に対してできる限りいたわってあげなさいよと言いたいです。償い金を出せというような要求は、ある程度までは口実だと思えます。政治目的で慰安婦問題を利用して大げさに活動することには私は賛同しません。

すでに被害を受けた人、とにかく「従軍慰安婦」になって被害を受けた人、被害を受けた「従軍慰安婦」の立場からすれば、過ぎ去ったことは過ぎ去ったこととしてなるべく忘れないでほしい。苦痛を受けた経験はなるべく忘れない。忘れないけども現実に生活は出来るだけ、よりよい暮らしをしたい。これは人情の常ですから、当然理解できます。そういうときに最も大事なものは、いかにして元慰安婦の方々の心身をいたわっていかれるかということです。同時に、生活に対して出来るだけの支援をしてあげるといふこと、これによってすでに被害を受けた「従軍慰安婦」の人生の晩期の暮らしを改善していく。そういうことも大事ですね。こういうことは政治とまったく関係ないと思います。

和田 先生はすでにそういうお考えを九〇年代の半ば頃にお持ちになつていたのでしたのですか。

頼 「従軍慰安婦」に関して、私は正直に言いますと、あまり関心を持っていませんでした。衛藤藩吉先生が僕の事務所を訪ねてくださったって、こういう問題があったのかと初めて知ったのです。

和田 アジア女性基金は、九六年に婦援会といろいろ話をしたのですが、行き詰まってしまうので、そのとき衛藤先生が頼先生をお訪ねになつたわけですね。

頼 問題の重大さが初めて分かりました。その前はチラッと新聞報道で見たことはありますが、先ほど言ったように、戦争に付き物のことだ、当然出てくる被害だと考えて、正直言つて、あまり重要視していませんでした。

和田 衛藤先生とは前にお会いになつたことはあつたのですか。

頼 はい、衛藤先生は東大の社会学系大学院に属しておられました。文部省奨学金の同期生の指導教授でもあつたのです。よく衛藤先生の名前は聞かされていました。私も数回接触したことはありました。

和田 衛藤先生からアジア女性基金のことをお聞きになつて、頼先生は、伺つてるところでは、分かつた、自分が役に立つのならやりましようといふふうに即答された、とのことですか。

頼 その場で私は承知しました。私は次のように考えました。「従軍慰安婦」みたいな状況があつてもおかしくない。その他にも類似する被害が出ています。この慰安婦の被害は戦争によって生じた被害の一部にすぎない。それに対して一番いい適切な処理方法は、いかにして慰安婦の心身をいたわつてあげるかである。生活の支援をして、人生の晩期に、よりよい暮らしをするための援助をする——それが最も適切で、非常にプラクティカルなことであります。

とである。

和田 アジア女性基金で考えていることは現実的で受け入れられると考えられたのですか。

頼 意味のあることだと考え、人道的立場からも支持してあげべきだと思ひました。

和田 それでやりましようということになつた。

頼 ええ、そのとき衛藤先生から、頼さん、アジア女性基金の事業を引き受けたら、かなりの圧力が加えられますよ。社会ないしは政府、各界からも非難してくるよと。そういう覚悟がありますかと聞かれたんです。私は、もちろん持っていますと答えました。正しいことと思つたら何も憚らずにやっています。愛国心がないではないかと、いわゆる主流民意と政府の態度に相反しているとか指摘されるよと言われました。

いや、私の愛国心がほかの国民に劣ることは絶対にはないと思ひます。ただし、アジア女性基金が実施しようとしている事業は、慰安婦の方々に対して最も意味のある、最も実益のある処置であつて、これに協力することは愛国心とは関係ない。そのとき私がちよつと考えてクリアしたのは、こういうアジア女性基金の償い事業、医療福祉事業を受けても、慰安婦の他の法的な権益には影響しないということを確認することでした。もしそうだったらなんでやらないかと。やらないほうがおかしいと思ひました。

台湾での基金事業

和田 アジア女性基金が台湾で事業をはじめて、翌九七年五月に台湾の各紙に広告を出しました。そのときに申込先を先生の事務所が引き受けて窓口になってくださいました。それは非常に大きなお働きで、それがなければ台湾での事業は出来なかつたわけですが、そこへ行くプロセスで、ご決断になつて広告が出てスタートするまでの間には、慰安婦だつた方々ともお話になつたり、いろいろなさつた。慰安婦だつた方々とお会いになつたとき印象はいかがでしたか。

頼 私は非常にいいことをしたと思ひましたよ。慰安婦の方々から、アジア女性基金の事業を受ける意欲を聞きました。場合によつては数人の時もありませんし、一人の時もありました。総理大臣の書簡が読み上げられると、元慰安婦がそれを聞いて感動して涙をぼろぼろこぼしました。私も一緒に感動しました。

和田 先生も立ち合われたわけですか。

頼 そう、立ち合って私がサインしたんです。いいことをしたなという感じは確かにありました。

和田 それは台北ですか。

頼 そうです。ハワード・プラザホテルで一室借りて、記者会見をしたのですが、非難をおそれて、来ない記者が多かったですね。でも何人かは来ました。

和田 先生がお引き受けになるときに、信念を持ってやることであって、心配はない、たとえ世間が批判をしても、自分のしていることは正しいことなのだから心配はないということでお引き受けになったとのことですが、その後はいかがでしたか。

頼 その後は、政治評論家の李敖さんがテレビの番組で私を取り上げて、非常に厳しい批判をしたことがありました。

和田 李敖さんから直接批判されたのですか。

頼 そう、そのテレビを見た人が私に言いました。「なんで批判されたか」私は批判されても平気でした。台北市婦援会の責任者の一人の莊国明弁護士が私に言ったのですが、婦援会のメンバーが全部集まって、頼先生のところへ抗議に行こう、卵を投げ入れ、デモしてやろうという話もありました。そういう衝突があったと言えはありましたね。莊弁護士は僕の知り合いで、僕のことかなり尊敬してくれていました。

和田 先生よりも若い方ですか。

頼 私より一九歳ぐらい若いです。頼先生は立派な人物だから行くなと止めたんです。でもそのときは心理的な準備をしていました。そういうことがあっても意外ではないと。

和田 実際に先生のところへ抗議に来るとか、いろいろあったのですか。

頼 電話を掛けてきた人が多いんです。むしろ電話が多かった。

和田 仕事にはちよつと障りますね。

頼 ええ、いくらかね。

和田 政府のほうはいかがでしたか。

頼 政府は全然何も言ってこない。

和田 例えば先生が政府のお仕事をいろいろなさっていますが、今度のこういうことがあっても別に関係なしなのですか。

頼 影響は無かったです。私の個性と私のやり方としては、何を引き受けても、引き受けた以上は徹底的にやる。政府の仕事も同じです。たまには政府の意思に反する場合もあります。それにしてもやはり政府を説得してやり通しています。

和田 先生がそこまでやってくださったわけですが、やはり圧力は大変あって、受け入れられる方の人数がのびないという問題はありませんか。

頼 それは原因があつたんです。その原因は、あまり具体的に言いたくはないけど、とにかくあまり正当でない手段で阻止したわけです。もしそういう阻止が無かったら、ほとんど一〇〇パーセントと言っていいぐらい全員、アジア女性基金からの事業を受けたはずですよ。

和田 そういろいろな圧力もあつたということですね。

頼 はい、私は対圧能力が強いですが、慰安婦の方は弱いです。

和田 逆の面から見れば、そういう状況の中でこれだけの事業をしていただいたということは本当にありがたいことだったわけですが、先生が先ほどおっしゃった、この基金を受け取っても法律的な問題を提起する、あるいは訴訟を提起するというようなことについては差し支えがないということは最初は婦援会が望んだことだったのでしょうか。

頼 基本的にそのときに一番問題とされたのは、これは慰安婦個人の問題ではなくて国対国の関係で解決するということです。つまり台湾は国として日本政府に対して戦争損害の賠償を請求すべきだということ。もう一つは、国家賠償請求をしようと。国家賠償は国対国ではないんです。被害者対国です。もう一つは司法救済です。個人が裁判所に行って政府を訴える。さらには、これは法律手段ではない、いわゆる政治手段です。日本が国会で特別立法して慰安婦事件処理する。この四つの考え方があつたのです。

先ほど言ったように、女性基金の事業は非常にプラクティカルであって、今の慰安婦の方々にとって最も必要

な措置を取ったわけです。これは心身をいたわってあげて、物質面においては生活の改善をしてあげる元慰安婦にとつては非常に役立ちますね。これと先ほど言った四つの関係は相容れないことではないと思います。

たとえ民間の償い金または医療福祉事業を受けても、それがために訴訟の権利を失うことにはないのです。だから私は誤解されないように、他の権益は侵害しない、妨害しないと広告の中に、入れたのです。より分かりやすくするために、「受けたからといって訴訟の権利はなくなるものではない」と入れました。

和田 一方、先ほどお名前が出た李敖さんがオークションをやってお金をつくって、それを元慰安婦の方々にお分けになった。二〇〇万円だったでしょうか。アジア女性基金を受け取らないという誓約書を書かれる方に与えられました。その後は立法院の決議で台湾政府が、日本政府が払うべき補償の立替金として二〇〇万円の支給を行いました。そういうことについて、先生はどんなふうにお考えになりました。

頼 李敖のオークションと、それと僕に対するテレビ番組での批判については、私はあまりコメントしたくないのです。先ほど言ったように、これは別の意図があるのですから。本来の趣旨、本質を歪められたものですから、それに対してはノーコメントです。ただし、アジア女性基金の活動をして初めてこのオークションに至らしめた。さらには政府も同じ金額で元慰安婦に支給した。それは全部アジア女性基金の業績です。

アジア女性基金の評価

頼 つまり、もしもアジア女性基金が台湾に来てこういう活動をしなかったら、そのオークションをはじめ政府の立替金はあり得ませんでした。だから政府の立替金とオークションのお金を慰安婦に支給したことは、一方は自分の目的があつて、他方、政府は世論を騒がしているものをいかにして和らげるか。そういう措置です。だから同じ金額を支給したんです。こういう点から見ればアジア女性基金の台湾での活動は大成功です。結果論を言えば、こういう活動があつたがために「従軍慰安婦」の方々の生活はインプルーブされたということです。

和田 振り返って、基金の活動について先生はどのようにお考えになるといふことですね。

頼 はい。

和田 もう一つ、日本と台湾の方々との関係改善、和解についてはどう思われますか。対立が残ったままのこ

ろもあります。

頼 私はよく強調するのですが、世界中で最も親日感情の強い国は台湾以外にはないと思います。「従軍慰安婦」の事件は個人の意見、判断ですが、これはごく一部の人間しか関心を持たない。大多数の台湾の人間は私とほぼ同じような考え方を持っています。つまりこれは戦争のツケなんだと。過ぎ去った歴史の出来事を今さら取り上げて、政治、その他の手段に利用するのはおかしいではないか。だからほとんどの人がこういう基金の活動には無関心だと思えます。対立しているのは非常にわずかな人間です。だから結論から言えば、基金の活動があるがために台湾人と日本人の間の感情が影響されるということはないと思えます。

和田 そのほかに台湾人の兵士の問題。日本軍の兵士として戦った人たちの問題とか、「従軍看護婦」の問題とか、いろいろな問題点がなお残っています。そういうことについてはもう少し考えていくべきかもしれません。基金が終わった後、おばあさんたちに対して何かしていく必要があるかということについては、どんなふうにお考えでしょうか。

頼 もちろん出来れば問題があつたとき、必要なときに援助の手を差し伸べてあげれば、それに越したことはないと思います。ただしこれは非常に難しい問題です。まず第一に、戦争の被害者は「従軍慰安婦」だけではないものですから、「従軍慰安婦」だけに特別なケアをすることは、ほかの被害者に対して不公平だという面もあります。

和田 確かに「従軍慰安婦」に特別に光が当たりましたね。

頼 そう、だから「従軍慰安婦」に対する償い、いたわりはすでに一段落して、かなり成果も上げた。実質的にも「従軍慰安婦」の生活は改善された。これからもし本当に戦争被害者としてケアをするなら、やはり特別なポリシーを立てて、特別な機構を設けて、いざという場合にどういう形、どういう方法で支援をするか。難しいのはその点ですね。

和田 むしろ先生は慰安婦だけではなくて、もっとほかの戦争被害を受けた人たちの緊急の援助のシステムがで

頼 それは私はいいと思っています。でもそれをやると切りが無いんです。難しいと言いか。元慰安婦に対して

は、今までずっと面倒を見てあげて、もしこれから何かあった場合、実質的に、また表面的に事業を受けた元慰安婦に限らず、その他の元慰安婦も同じ待遇をしないとおかしいんです。だから最も必要なのは、可能性として一つは緊急時の医療問題です。

もう一つは基本的には起こらないと思いますが、基金の事業を受けたが為に訴えられた場合の支援です。それ以外はいくら考えても切りが無いものですから、この二項目ですね。一つは重病にかかって緊急な援助が必要な場合。ことに台湾の国民保険でカバーできないことがあれば、いかにして援助してあげるか。もう一つは、事業を受けたがために不利益を被って挙げ句の果てには訴えられたという場合の援助です。

和田 後者は今まで例がないわけですね。

頼 今までは例がない。同時に、これからもおそらくないだろうと。

和田 あればもちろん援助するということですね。

頼 はい、あとは事業が終わっても依然として関心を持っているということ。だから余裕のある限り、たまにはご訪問なさって状況を見たりする。巡回して励ましてあげる。そのくらいですね。それはもちろんやらぬよりはやったほうがいい。でもやらなくても大した差し支えはないということですよ。

和田 最後に、基金で働いている人間が先生を訪問したと思いますが、衛藤先生をはじめとして下村さんや岡さんや中嶋さん、この人々について何か印象に残っていることがありましたら。

頼 基金の方々、理事長をはじめ理事の方々、基金の職員の誠意を込めた働きぶり。意思が強くて、どんな困難にぶつかってもあきらめないという粘り強い努力に非常に感謝しています。非常に立派だと思えます。私個人もこういう活動に参入するチャンスを与えていただいて、生涯の誇りに値することだと思っております。

和田 先生にお手紙を差し上げたのは村山理事長のときでしょうか。

頼 最初は原理理事長です。事業実施が一段落して、最後に私を日本までお招きいただき、接待していただいたのは村山さんです。

和田 先生のこれまでのご苦勞に対してお手紙を差し上げたのは村山理事長ですか。

頼 村山理事長です。立派な江戸切子の花瓶をいただきました。

和田 先生にいろいろお世話になりました。本当にありがたいことだと感謝しています。

頼 私個人としては先ほど言ったように、本当にこの仕事に参与することが出来たことは生涯の誇りだと思っております。私は個人としてただやるべきことをやっただけであって、人間としてやるべきだというふうに思っております。

和田 どうもありがとうございます。

(二〇〇六年二月六日、台北万国法律事務所にて)